



島根県報

令和8年7月7日（火）

号外 第 7 6 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第422号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	枕木山線	松江市枕木町487番143 地先から同地先まで	前	メートル 15.90～ 17.00	19.60	松江県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	17.90～ 23.60	19.60		
〃	吉田奥出雲 線	雲南市吉田町曾木755番 10地先から同757番18地 先まで	前	13.61～ 30.83	176.85	雲南県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	24.77～ 41.88	176.85		

島根県告示第423号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	枕木山線	松江市枕木町487番143地先から同地先まで	メートル 19.60	令和8年 7月7日	松江県土整備 事務所	
〃	甲田作木線	邑智郡邑南町上田6498番2地先から同966番1地先まで	39.40	令和8年 7月7日	県央県土整備 事務所	